

第15回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年9月5日(木)午後1時20分から午後2時42分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員(23人)

1番	清水 静 枝	2番	中 村 滋
3番	箱 田 裕 史	4番	浦恩城 由 子
5番	佐 藤 勲	7番	今 井 隆
8番	須 田 直 子	9番	大 野 俊 彦
10番	信 澤 健 治	11番	中 沢 幸 子
12番	山 田 孝 夫	13番	天 田 晃
14番	戸 塚 英 子	15番	塚 越 勤
16番	永 井 保 伸	17番	石 川 大 輔
18番	川 野 健 一	19番	福 田 敬 一
20番	西 山 康 雄	21番	反 保 勉
22番	飯 野 利 貞	24番	設 楽 明 志
25番	金 井 政 明		

4 欠席委員(2人) 6番 寺 崎 正 親 23番 新 井 元

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八 木 秀 明
局長補佐	荒 木 聡
係長	石 井 孝 磨
係長	渡 邊 喬 丈
主任主事	飯 塚 淳
主任主事	安 藤 優 太
主任主事	引 田 めぐみ

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

- 日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第7 議案第6号 高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について
- 日程第8 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時20分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様、おそろいですので、第15回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきます。

お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長よりお願いします。

今井会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第15回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日、議席番号6番、寺崎正親委員並びに23番、新井元委員から欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は、全員25名のところ23名となりまして、過半数を超えておりますので、総会は成立といたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命についてでございますけれども、皆さん、議事録署名委員を私のほうから指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号3番、箱田裕史委員並びに24番、設楽明志委員の両名を指名いたします。

また、書記は、事務局の石井係長を任命いたします。そういうことで、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず初めに、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。

それでは、早速、議案のほうへ移ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては農地法第5条許可、契約の内容は賃貸借、転用目的は一時転用の露天駐車場でございます、令和6年6月24日許可、高農委指令第1106号でございました。取消しの理由につきましては、当初の計画より費用がかかることが判明したためとのことでございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和6年3月22日許可、高農委指令第1671号でございました。取消しの理由につきましては、事業計画に変更が生じたためとのこととでございます。

以上、農地法の規定による許可取消願は2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 取消願の2件の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから質疑をお受けいたします。

この1番の取消し、今年の6月24日に許可したらしいのですけれども、これは駐車場のところがものすごく大きな木と草があったようなので、そこを駐車場にするにはえらい費用がかかるということで取消しという、そんな説明をいただきましたけれども、皆さんのほうからどうでしょう。よろしいでしょうか。異議がなければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 1番ですが、まず初めに、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日「令和9年9月23日」を「令和7年9月23日」に訂正をお願いいたします。

こちら、先日の事前協議にて今回の更新につきましても3年更新ではなく1年更新で、また、来年の営農状況を見て、今後の方針の判断をしたらどうかという意見をいただきましたので、それを受けて申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございまして、こちら一時転用の申請でございまして、設定期間は令和6年9月24日から令和7年9月23日までの1年間の申請でございまして、また、関連案件といたしまして、同一人の申請である次のページのナンバー3及び太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書11ページ、議案第4号ナンバー1が提出されております。本案件は、営農型太陽光の更新の申請でございまして、事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせ

ていただいておりますので、そちらでご説明させていただければと思います。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 3番ですが、また1番と同様に議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日、「令和9年9月23日」を「令和7年9月23日」に訂正をお願いいたします。

こちらにつきましても、1番と同様、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。設定期間は令和6年9月24日から令和7年9月23日までの1年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、同一人の申請である前のページのナンバー1及び太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書11ページ、議案第4号ナンバー2が提出されております。本案件は、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明させていただければと思います。

4番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を父より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は、7件でございます。なお、この7件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま3条の説明がございました。

それでは、これより審議に入りますけれども、今事務局から説明あったとおり、1番と3番は5条のほうでまた皆さんから細かい質問等お受けします。

それでは、皆さんから何か質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第3号です。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 下水道管布設工事に伴い申請地を工事用の道路として使用したいという仮設道路の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和6年9月25日から令和11年9月24日までの5年間の申請でございます。

2番 畑として使用するため申請地に客土を入れて農地を改良したいという農地改良の申請でございます。こちらは、一時転用の申請でございまして、転用期間は令和6年10月1日から令和8年3月31日までの1年6か月の申請でございます。

3番 自宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、正したいという一般住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質問等ございましたら、お願いいたします。

このナンバー1は、転用期間、令和6年から令和11年ということで5年間ということで、5年が最長ですよ。これ以上は転用期間延びないのですけれども、最長ということで説明がございました。

それで、2番は農地改良ということで、これはあれでしょう、いろいろ工事だとか、そういうので、砂が出るの入れるので2年ですか、2年……丸2年ではないのだね。

どうですか、皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

○25番金井委員 ちょっといいですか。

○会長 お願いします。

○25番金井委員 25番、金井ですけれども、2番なのですけれども、これは畑として使用するために、農地に客土することなのですけれども、先ほど会長さんも言いましたけれども、これは一時的にはほかのものに使うために客土することなのですか。田んぼのこの分だけ盛土して、畑にしてしまっただけ使うという話になると、永久的に使うような感じになってしまうのでしょうか。これは、一時的にというのはどういう意味なのでしょう。意味が分からなかったのですけれども。

○事務局 農地改良というのがありまして、農地改良というのは期間が2か月とか3か月ぐらいまで

ということをお願いしているものなのですけれども、期間が長くなるということで一時転用という形で転用の申請として受け付けているものになります。

○25番金井委員 そうすると、最終的には例えばこの田んぼのやつを畑にした場合には、これは畑に地目変更なんかするのですか。

○事務局 予定では畑に地目変更するということでお伺いしています。

○25番金井委員 それは地目変更するのですね。

○会長 分かりましたか、よろしいでしょうか。

○25番金井委員 はい。

○会長 ほかに委員さん。なさそうですね。

それでは、異議がなさそうなので、許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、議案第4号に入ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1並びにナンバー2については、事前調査案件となっております。

また、ナンバー1及びナンバー2についてですけれども、関連する案件となっておりますので、一括して審議することといたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番と2番につきましては、営農者が同一のため一括してご説明させていただきます。

こちらについても、先ほど3条のところでご説明させていただきましたとおり、議案書の訂正をお願いいたします。1番と2番の申請の理由欄、一時転用の転用期間の満了日を「令和9年9月23日」から「令和7年9月23日」に訂正をお願いいたします。

1番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和6年9月24日から令和7年9月23日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請である議案書5ページ、議案第2号ナンバー1と次のナンバー2が関連案件でございます。個別の資料の説明の前に、本申請地におけるこれまでの許可の状況を説明させていただきます。

こちらは、令和2年に営農型発電用地として初めて許可を受けましたが、耕作状況に問題があったため、令和5年の更新時には今後の営農状況を見て更新の期限の判断をしたらどうかということで10か月での許可となっております。今回は、その一時転用期間が満了するに当たり、更新の申請をするものでございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面中央でございます黒く囲われた部分が申請地でございます、近隣小学校から北に約8メートルの場所に位置しております。申請地周辺は宅地、雑種地、農地が混在している地域であります、今回の申請地につきましては農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が公図の写しでございます。黒く囲われた図面中央の田1筆が今回の申請地でございます、申請地に隣接する土地につきましては、北側が農地、南と西が公衆用道路、東側が農地及び用悪水路にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。3枚目が土地利用計画図でございます、次のページの4枚目がパネルの架台支柱位置図でございます。図面を横向きにして御覧ください。更新の申請となりますので、申請地には図面のとおり、合計240枚の太陽光パネルが設置されております。太陽光パネルを支える架台の支柱は74本で、その支柱の面積0.33平米が今回の一時転用の対象でございます。また、こちらの申請地は、小中学校の通学路にもなっていることから、安全対策といたしまして周囲にフェンスが設置されております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図でございます。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.7メートル、最高地上高は4.1メートル、このタイプの太陽光パネルが約3.2メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、6枚目がブルーベリー苗のポット配置図でございます。図面の向きが変わりまして、縦向きに御覧いただければと思います。図面のとおり、パネル下に、1年生苗、2年生苗、3年生苗を入れたポットを置き、こちらの圃場全体で約1万3,320本を栽培する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が、営農計画書でございます。次のナンバー2についても、同一の申請人からの申請で、栽培する作物も同一でございますので、営農計画書についてはナンバー1とナンバー2で共通の営農計画書となっております。下部の農地の面積は、1,539平米でございます。営農者の営農経験は5年6か月であり、作付予定の作物、ブルーベリーに関しても、同様の農作業歴がございます。

1枚おめくりください。2の栽培計画でございますが、引き続きブルーベリーの苗を栽培する計画でございます。現在3年生苗、約500本を出荷予定であり、2年目以降は記載されている計画のとおりでございます。

1枚おめくりください。営農に必要な農作業期間でございますが、1月から4月にかけて剪定、

追肥を行い、5月に挿し木を行いまして、6月から9月に育成した3年苗、4年生苗を出荷、10月から12月にかけて鉢替えをいたします。2年目以降も同様でございます。

1枚おめくりいただきまして、利用する農業機械でございますが、特に利用するものはなく、農作業に従事する者につきましては、常時従事者1名、必要時に2名と伺っております。

下部の農地における単収見込み等ですが、下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画書に記載のとおりでございますが、こちらは挿し木による苗木の育成販売のため市町村の統計等はなく、県内でブルーベリーを栽培している農業者より聞き取りを行った数値を基に見込みを算出しております。

2枚おめくりください。こちらは、下部の農地における収支の見込みでございます。参考までに御覧ください。

2枚おめくりください。発電設備の設置による営農への影響の見込みでございますが、今回栽培するブルーベリーのラビットアイという品種は、丈夫で育ちも早く耐陰性があり、半日陰の栽培が可能であることから、パネル下の栽培に支障はないと伺っております。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の最低地上高2.7メートル、最高地上高4.1メートル、間隔3.2メートルでございますが、作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても、十分に確保できているとのことでございます。

2枚おめくりください。栽培理由書でございますが、ブルーベリーの選定理由といたしましては、耐陰性があり、半日陰でも枯れることは少なく、気温の変化や雨風に強い果樹であるためとのことでございます。

2の単収見込みでございますが、10アール当たり4,500本でございますが、苗木として出荷する場合の農林水産省等の統計データはないため、単収の見込みの根拠としては利根郡川場村でブルーベリーを栽培している農業者からの聞き取りを行った数値でございます。

3の作付から収穫までに要する期間でございますが、苗木としての販売になりますので、3年から4年の期間を要すると伺っております。

4の営農の協力についてですが、利根郡川場村の農業者から栽培方法や技術を取得し、指導や助言を得ることができ、また申請者が代表を務める会社と協力して営農を継続するとのことでございます。

続きまして、2番につきましても、1番と申請地は離れておりますが、同一の申請人からの申請でございますので、引き続き説明をさせていただきます。

2番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。令和6年9月24日から令和7年9月23日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請である、議案書6ペー

ジ、議案第2号ナンバー3とさきのナンバー1が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請、ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目が位置図でございます。図面中央でございます黒く囲われた箇所が今回の申請地でございます。消防署から北東に約260メートルの場所に位置しております。申請地周辺は宅地、雑種地、農地が混在している地域であります。今回の申請地につきましては農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が公図の写しでございます。図面中央でございます黒く囲われている田1筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北と南は用悪水路、東と西が農地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が土地利用計画図でございます。次の4枚目がパネルの架台支柱位置図でございます。図面を横向きにして御覧ください。更新の申請となりますので、申請地には図面のとおり、合計116枚の太陽光パネルが設置されております。太陽光パネルを支える架台の支柱は38本で、その支柱の面積0.17平米が今回の一時転用の対象でございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.7メートル、最高地上高は4.1メートル、このタイプの太陽光パネルが約3.2メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。6枚目がブルーベリー苗のポット配置図でございます。図面の向きが変わりまして、縦向きに御覧いただければと思います。図面のとおり、パネル下に2年生苗、3年生苗を植えたポットを置き、こちらの圃場全体で3,060本の栽培となります。

次のページ以降の営農計画でございますが、1番と同様、ブルーベリーの苗を栽培する計画でございますので、営農計画書以降の説明は省略させていただきます。

以上で説明は終わりますが、こちらの案件につきましては、昨年11月の許可時には営農状況に問題があり、事務局で現地調査をした際には耕作はほとんどされておりましたが、現在は下部の農地にポットが敷き詰められ、耕作されておりました。寺尾の圃場の水漏れ対策を行うなど改善されている状況でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく御願いたします。

○会長 ただいま事務局より長い説明ございまして、本当にご苦労さまでございました。

それでは、引き続きまして調査班長、第2班が先日調査してきましたので調査班長の信澤健治委員から報告をお願いいたします。

○10番信澤委員 事前調査報告、第2班班長、信澤健治。農地法第5条許可申請審議ナンバー1、ナンバー2について、申請人から聞き取り調査結果について報告いたします。

なお、当日、譲渡人と代理人、計2名の出席でした。

質問1 昨年の調査時に水路からの水の流入に苦労しているとの話があり、改善に向けて取り組むとおっしゃっていましたが、どのような対策をされましたか。また、営農は順調に進んでいますか。

回答 水路に堰を作り、ひび割れていた箇所をコンクリートで補修したことで入ってくる水の量はかなり減りました。しかし、目視できない箇所からの流入があるようで対策について田園整備課に相談する予定です。苗木のポットの設置も進み、おおむね順調に進んでいると思います。

質問2 単収見込みの10アール当たり、4,500本という数字の根拠は何ですか。

回答 実ではなく、苗の出荷については統計データがありませんので、営農指導を受けている川場村の農業者とブルーベリー協会の理事をしている栃木県の農業者に意見を伺い、数字を算出しました。毎年1万本出荷する計画ですので、順調にいけば単収の8割超える収量を確保できると考えています。

質問3 植えてから3年苗、もしくは4年苗として出荷するまでの間で単収の8割以上の量が維持できますか。

回答 ブルーベリーは挿し木をすると大半が芽を出します。芽が出て、芽がつけば水やりなどきちんと管理をすることで生育には問題ありません。今は軽トラックにタンクを積んで水やりをしていますので、いずれは水を引き込んでスプリンクラーを設置したいと考えています。

質問4 苗木はいつ頃出荷できそうですか。また、出荷先はどうですか。

回答 今年、既に3年物の苗を出荷しました。今後も出荷先は高崎市場と太田市場内のフラワーオークションジャパンに出荷していく予定です。

質問5 営農状況は改善されてきているように感じますが、これからはしっかりと管理をしていて、誰が見てもしっかりとやっていると思われるように努力を続けてください。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま信澤班長から調査報告が終了いたしました。

それでは、これより審議に入ります。

今までの報告等、説明等を受けて、皆さんから質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

○25番金井委員 25番の金井です。

○会長 お願いします。

○25番金井委員 前回も一応その話したのですけれども、栽培計画のところ、右側に一番、生長の指標というのがあるのですけれども、これが、だから、1年目で、3年で500本出荷予定なんて書いていろいろあるのですけれども、この内容を全部見ますと全然合っていないのです。一応書く内容だと生長の指標というので括弧ありますけれども、樹高、分枝状況というのを書くというわけなのに、何か3年で500本を出荷予定だという、こういう関係ないやつ書いてあるので、これは全部削除してもらいたいと思いますけれども。

- 会長 今回の質問に対して、事務局、お願いします。
- 事務局 その樹高ですとか分枝状況等というところで直接それに合っている内容ではないというところの指摘をいただいたのですけれども、次回の更新の際にはそのあたりをもう少しこちらの樹高だとか、分枝状況等を入れたものを生長の指標としてご記入いただくということを書くように、代理人の方もしくは申請人の方にお伝えしたいというふうに考えております。
- 会長 よろしいでしょうか。
- 25番金井委員 もしあれだったら、こういうところを書いてもらったらいいのではないですか。何か、ああやって生長の指標ではなくて、今言ったように書き換えてもらったらどうですか。将来計画みたいなやつに……
- 会長 その質問に対して、ほか、事務局、どう。
- 25番金井委員 結局、書き換えてもらえばいいのです。
- 事務局 そうすれば、こちらの件でまた代理人さんに連絡を取って、こちらの事務局のほうに来ていただくことがありますので、こちらの本体の申請のところにはその内容を追記していただくということをお願いしたいと思います。すみません。
- 会長 追記ということをお願いいたします。
- 事務局 はい。
- 会長 この件は、これは南部地区の案件で、先日の事前協議でいろいろ委員の皆さんからも意見が出て、先ほど事務局から説明したとおり、3年のところ1年にしてまた様子を見たらどうだということで、事務局から1年という、本人にもそのように申し上げたいのですけれども、北部の委員さんから何かご意見ございますでしょうか。
- 20番西山委員 では、いいですか。
- 会長 はい。
- 20番西山委員 20番の西山です。この案件に関しては、去年4班で私なんかが見たのですけれども、非常に中に苗木がないということで1年くれるのもどうのこうのということで10か月にしたのですけれども、それで、今年は結構苗はいっぱいになっていたのですか。
- 事務局 はい。
- 20番西山委員 なっていた。
- 事務局 パネル下にはきちっと配置というか、栽培はされておりましたので、それなりに1年生苗、2年生苗、3年生苗ということで配置はされておりました。耕作されておりました。
- 20番西山委員 だって、ある程度いっぱいそれなりに改善が認められれば1年ではなくて3年でもということになってしまうのだけれども、何か問題があるから南の、南部のときに1年にしたのだというけれども、その辺を、どの辺を加味したということなのだけれども。
- 会長 では、班長のほうから。

- 10番信澤委員 ポットの数なのですけれども、フェンスがしてあって、鍵もしてあったので道路から見たのですけれども、ちゃんとこの数が書いて、ポットの配置図どおり大体手前のほうはありました。送りまでちょっと確認できなかったのですけれども、順番ちょっと勘定して確認してきました。ただ、ナンバー2の農地行ったのですけれども、もともとが田んぼなので水がたまりやすいのは分かるのですけれども、排水がうまくできていなくて水がたまっていたのです。確かにナンバー1は水があんまり確認できなかったのですが、ちゃんと田んぼで排水の施設がありながら、そういう管理もできていないのです。だから、前回、皆さんが、4班が行ったときに1年できなかったというのを、では、ここ来て3年延ばしていいのかというところもあるので、南部で話した中では取りあえず、まずは1年で様子を見ようと、そういうことです。
- 20番西山委員 前はナンバー2のほうがかっこよかったのです。それで、ナンバー1のほうがいいかげんだったのです。それで、やっぱり問題になったのは寺尾のほうだったので、今回はナンバー2のほうの問題になったということだね。
- 事務局 ちょっと台風の後だったので、その関係でちょっと水がはけなくてかなり水がたまっていた状態なのですけれども。
- 10番信澤委員 でも、田んぼだから排水はあるのですよ、ちゃんと。ちょろちょろ出ていたのです。だから、草刈りをちゃんとして整備しておけば問題はないと思うのだけれども、やっぱりそういう細かいところがちゃんとできていないと思ったのです。
- 20番西山委員 もう2回、10か月とか1年ってなっているから、例えば来年出てくるときには、これに関しては、例えば出荷伝票だとか、これだけの本数を売って、1万本売るといような大風呂敷を広げているわけだから、やっぱりそれなりの市場に出しているというのが、市場の出荷伝票つけてもらうとか、それなりの写真を夏の旺盛にブルーベリーが発育しているような状態に、どこかで写真をつけてもらうとか。他の事業者なんかでも、そういうのがあるのだから、全然あるのだから、その辺をちょっとつけてもらえればいいかなと思うのですけれども、いかがですか。
- 会長 毎回こういう短い期間の更新ということで皆さんから指摘されてやってきて、考えてみますと、本当に真剣になってやる気持ちがあれば、もっとこんなに短い期間の設定ということはないのですけれども。営農型もいろいろ改正されて厳しくなりました。そういう中で、こういうあまり指摘されるような、営農型のそういう方があんまり増えては困ることなので、本気で、本当にやる気でいれば、皆さんにそんなに、こんなことしているのかって指摘されたいと思うのですけれども、あんまり収益のことを考えない、そういう意味では下の収益を考えない営農型が随分多いということで、本当に真剣にやるなら下からも収益を上げよう、農作物何か作っているいろんなものを試してみて、ああ、これなら営農型で、2メートルもパネルが、2メートル以上も上がっているので日光のそれだって生えるのだから、ほかの作物で何かいろいろ試験してみて、それで収益上がるようなことを考えるような方が増えてくれるとありがたいのですけれども。そういうのが最初からち

よっと見えなかったということで。この人は、譲渡人の人が管理しているのだけれども、この人は本業は何しているの。ほかに。

○事務局 同じように農業の、農業の会社というところとちょっと変ですけども、会社の代表者をやっていらっしやって、同じように、またちょっと別の圃場でブルーベリーとか、そういったものを栽培しているということで、ここは個人であくまでもやっているところということでお伺いしています。

○会長 そっちのブルーベリーのほうも実を取るのではなくて、やっぱり苗を売っているの。

○事務局 恐らく実だと思うのです。

○会長 実か。

○事務局 そこにも、その圃場にもやはり苗木がありますので、そこで実と苗と両方をやっているのだと思います。

○会長 考えてみれば、その圃場の枝を取って挿し木しているのだけ。経費をかけないように。そうではないのか。

○10番信澤委員 市内大学の近くにあるのです。

○会長 この何、挿し木用の木があるの。

○10番信澤委員 そう、木が。ちょっと勘定したことはないのですけれども、並んでいるのです。広さもそんなにないのです。この2倍あるかないかぐらいの。そこで苗木を置いて、多分でかい鉢に植えてある。一抱えちょっと結構大きい。そこに親木を植えて、それを、多少実もなるのでしょけれども、でも、売るほどの実が、鉢がある、ないですよ、そんなには。面積がそんなないので、そこで枝を切って挿し木して作業をいろいろしているみたいなのです。だから、育ったやつをまたそこへ持ってきて、鉢植え替えて、ある程度大きくなったら出荷するような感じ。だから、こっこの太陽光のところは、本当に挿したやつを大きくするために置いておく場所ではないのかなと思うのです。

○会長 だから、ちょっと言い訳のためにやっているかなという、そういうところも見受けられるので、本当に真剣になってやってくれば。そういう示しのためにも、今回1年ということで経過を見て、本人には本当にやる気を出してもらおうようなことで、こういうふうに南部の事前協議でもそういう意見が出たのですけれども。

ちょっと話違うけれども、前リュウノヒゲというのがあったね。あれは、もうどうしているの、あれは。

○事務局 ちょっと私もうろ覚えなのですけれども、リュウノヒゲはもうたしかやめていまして、違う作目に変更をしていると思うのです。今それが何に変わっているか、ちょっと今資料がないので申し上げられないのですけれども、たしかもう最初の頃でうまくいなくて、作目の変更が出たのかなということで記憶しております。

○会長 なかなか半陰性なんて作物を作っているの、こういうところで普通の作物はできないのか

な。例えばナスみたいなものできないのか。今あんまりにも夏の暑さが暑いので日焼けを起こすとか何だとかでちょうどいいのだと思うのだけれども。そういうのもいろいろ挑戦してみるのも一つの案かなと思うのですけれども。

○22番飯野委員 いいですか。

○会長 はい。

○22番飯野委員 22番、飯野ですけれども、私も事前調査に立ち会ったわけなのですけれども、そのときにちょっと話もさせてもらったのですけれども、今回の営農型太陽光の話になりまして、パネル下だけではなくて、その農地面積に対して十分作付するような指導だと思うのですけれども、そういうことでよろしいのですか。確認なのですけれども。

○事務局 パネルの下以外のところでも、もちろん作付していただいてもいいのかなと思うのですけれども、パネルの下で取れるその収量というのが単収の8割を超えていれば、収量がクリアしていればいいというところで許可が出るというようになっていると思います。作付していただいても、有効利用ということで使っていただく分にはもちろんいいというふうになっています。

○会長 だから、例えばフキだとか、あれは全面にもう生えていますから。パネル下だけでやる方もおられるし、全面で植えてやっている方もおられるというところで。

その質問いいですか。

○22番飯野委員 はい。

○24番設楽委員 いいですか。

○会長 はい。

○24番設楽委員 24番、設楽ですけれども、栽培というと、その期間だけ、去年は苗木何本かあったと思うのです。それは植えてあったのですか。

○事務局 全くないというわけではなくて……

○24番設楽委員 全くないわけではなく。

○事務局 そうですね。

○24番設楽委員 いきなり3年苗が植えてあったというのは、そこで育てたことにはならないのではないかという素朴な疑問なのですけれども。持ってきて、並べてくるだけ。そこで育てましたよみたいな。何かちょっと矛盾があって、どうも話聞いていると変だな、変だなと思ったら、3年苗がいきなり置いてあって、これは売りますから収益8割ですというのは、ちょっと矛盾ですよ。その辺もちょっと話ししておいたほうがいいのではないですか。

○会長 だから、これは設楽委員の話ではないけれども、ちょっと疑問に思うところがあるので、今回そういうところもあるので、1年ということで今度よく注視しましょうということなので。

いいよね、事務局。そういうことでね。

どうだろう。この辺でもうあれだな、先に進みますかね、いいですか。

○全員 はい。

○会長 それでは、これは異議がなければ1年ということで許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、1年の許可相当といたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

それでは、一括審議に入ります。

では、一括説明、お願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地、宅地と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は売買、板金業を営んでいるが露天駐車場及び露天資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます、転用済みの田、雑種地、用悪水路と一体利用の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

12番 契約内容は売買、内装業を営んでいるが駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地と一体利用の計画でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

25番 契約内容は売買。現在の公民館が県道高崎神流秩父線工事で収用されるため申請地を買い受けて公民館を建て替えたいという公民館の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、清掃業で独立開業するに当たり申請地を父より借り受けて事務所及び駐車場として使用したいという事務所及び露天駐車場の申請でございます。

27番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございまして、なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

29番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

30番 契約内容は贈与、貸露天駐車場として使用している申請地が農地法の許可を得ていないこ

とが判明したため是正したいという貸露天駐車場の申請でございます。

31番 契約内容は使用貸借、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、県営住宅に住んでいるが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は賃貸借、近隣で電気設備工事を請け負っているが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和6年10月1日から令和8年9月30日までの2年間の申請でございます。

41番 契約内容は賃貸借、近隣で空調設備工事を請け負っているが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和6年9月24日から令和7年9月23日までの1年間でございます。

42番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

43番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

44番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

45番 契約内容は賃貸借、送電線の除却工事に伴い申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございますして、転用期間は令和6年10月1日から令和7年2月28日までの5か月間でございます。なお、次のページの46が同一事業の関連案件でございます。

46番 契約内容は賃貸借、送電線の除却工事に伴い申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございますして、転用期間は令和6年10月1日から令和7年2月28日までの5か月間でございます。なお、先ほどのページのナンバー45が同一事業の関連案件でございます。

47番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

48番 契約内容は贈与、自宅の進入路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございますして、宅地と一体利用の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第2種中高層住居専用地域でございます。

49番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

50番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

51番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

52番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は50件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいまナンバー3から52ですか、一括説明をしていただきました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問、質疑等お受けいたします。

今回3,000平米以上の農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するというのが今回はありません。

そういうことで何か疑問等ございましたら、お願いたします。

○25番金井委員 ちょっといいですか。

○会長 はい。

○25番金井委員 25番の金井ですけれども、35番の申請の案件なのですけれども、これは面積543.4平米であるのですけれども、一般住宅の場合には500平米ぐらいの何か基準みたいのがあったような気がしたのですけれども、これはどうなのでしたっけ。

- 会長 では、分かっているけれども、事務局、説明してくれる。
- 事務局 今回、市街化調整区域ということで用途指定区分なし、農地種別の区分も第2種ということで、代替性の検討があれば農地転用ができるという場所にはなりません。例えば青地農地とかだと分家住宅しか見込みがないとかというケースがあったりするのですけれども、分家の場合だと面積が500未満ということで定められているというような形です。今回は、あくまで一般住宅なので面積的に確認するところとしては、必要最小限の計画になっているかということところです。申請の土地利用計画図を確認をさせていただいたところ、特に問題なしということで判断をしましたので、議案にのせさせていただきます。
- 会長 よろしいでしょうか。
- 25番金井委員 はい。
- 会長 ほかにございますでしょうか。
- ちよっと聞きたいのだけれども、余計な話だと思うのですけれども、この49番の字名、これは何、「頭ナシ」なのだけれども、知っている人いますか。ちよっと珍しい字名なので分かっている人。どうなの、この49番の字名、これは読み方何て読む。
- 20番西山委員 「かしらなし」。
- 会長 それでいいの。
- 20番西山委員 「かしらなし」。
- 会長 「かしらなし」でいいんだ。
- 20番西山委員 はい。いい。
- 会長 そうなことだそうです。
- 22番飯野委員 「ナシ」は、この「無」という漢字書かないです。
- 20番西山委員 そうか。漢字で書くとね。
- 会長 漢字で書いているのか。
- 22番飯野委員 それをちよっと公の場なので聞きたいのですけれども、うちなんかだと、そうに「無」という字で書いていると思うのだけれども、それは承知していたのだけれども。
- 会長 珍しい字名だななんて。
- 事務局 登記簿上ですと片仮名で「ナシ」ってなるのですけれども。
- 22番飯野委員 そうですか。初めて聞いた、その話。
- 会長 よかった質問して。片仮名だそうです、正式は。
- 22番飯野委員 ええ、だから、みんなにもそうに言わないと。
- 会長 はい。そうだね。その地形が何か頭のないような地形になっているのだから、どうなのだから。字名って。
- 22番飯野委員 沢があるのですけれども、その頭のほうが、頭（かしら）の筒だと思うのですけれ

ども。

○会長 そう。いいよね、こういう話もたまにはね。

○22番飯野委員 勉強になりました。

○会長 ほかに。

はい。

○24番設楽委員 24番、設楽です。30番の贈与ってあるのですけれども、これはどういう関係で贈与ですか。

○事務局 こちらは、譲受人さんと譲渡人さんがごきょうだい。名字は違うのですけれども、ごきょうだいということで、もともとの地権者の方のほうがちよっと遠方なので管理が難しいということで、近隣の自動車整備工場をしている会社さんに貸し出してはいる場所にはなるのですけれども、引き続き地権者として管理をしていくのが難しいということで、今回その所有している土地を整備したりとか、そういうのきっかけでここが転用がされていないということが分かったので、転用を、是正をするというところと、あとこれからの管理者というのを近くに住んでいる譲受人に引き渡すというようなことで、このような形になっております。

○会長 よろしいでしょうか。

○24番設楽委員 はい。

○会長 ほかになければ許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、続きまして、最後まで行きたいと思います。

続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は、令和6年3月1日でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 1件の納税猶予の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等ございましたら、願います。

適格として証明してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明いたします。

それでは、最後の議案に移ります。

議案第6号 高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について。

農地利用最適化推進委員候補者の募集に伴い推薦または応募があった候補者に関して、高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第8条に基づき、高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において評価を行うよう指示することについての審議を求めます。

それでは、事務局説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について。

議案第6号 高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会につきましてご説明いたします。

現在欠員となっております室田区域の農地利用最適化推進委員の補充につきましては、8月1日から30日まで候補者の募集を行いまして、1名の推薦がございました。それに伴いまして、農業委員会が高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第8条に基づき、高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、当該候補者を評価するよう指示してよいかご審議いただくものです。

次ページを御覧ください。高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の案でございます。

1、日時、令和6年9月25日水曜日、午後4時。

2、場所、高崎市役所9階第92会議室でございます。

なお、評価委員のスケジュールなどの都合により、評価委員会の日時が変更になることもありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、評価委員会の委員構成でございますが、農業委員会会長、会長職務代理者、農政担当副市长、総務部長、農政部長、農林課長、各支所農政担当課長、農業委員会事務局長の合計13名で、農業委員会会長が評価委員会の会長を務め、会長職務代理者が副会長を務めます。

推薦または応募に伴って提出された書類等を基に候補者の評価を行い、農業委員会に意見を報告することになっております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 ただいま評価委員会の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。この件に関して、皆さんから何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○全員 なし。

○会長 そうすれば、この予定では9月25日ということで委員会において決定するわけなのですが、これでいくと、そうすると委嘱というのはいつになるわけですか。

○事務局 10月の総会にて決定がされましたら、その後、委嘱という形になってまいります。

○会長 10月の総会ね。はい、分かりました。

どうでしょう、異議がなければ決定してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 決定することにいたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告事項は、今回第1号から第4号までです。

それでは、係長、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか9件、合計10件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は賃貸借、転用目的は診療所、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか11件、合計12件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、この1件につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条申請1件、5条申請77件、合計78件につきまして他法令の確認が取れましたので、令和6年8月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告がございました。

次に、その他ですけれども、事務局から何か報告、皆さんにお話しすることがありましたらお願いします。

ない、大丈夫ね。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第15回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時42分 閉会